

税理士会による平成28年分所得税・復興特別所得税の還付申告会開催

越谷税務署 ☎ 048-965-8111(音声案内)
関東信越税理士会越谷支部 ☎ 048-962-6131

■日時/1月25日(水)

午前9時30分～11時、午後1時～3時

※混雑が予想されます。状況により、午前の受け付けであっても、午後の申告になる場合がありますのであらかじめご了承ください。

■場所/役場第二庁舎3階301会議室

■対象/年金受給者の方、年末調整が済んでいない方、医療費控除を受ける方

■必要なもの【共通】

- ①平成28年分の給与所得又は公的年金等の源泉徴収票(コピー不可)
- ②印かん・筆記用具
- ③還付金を受け取る口座(申告者名義)の金融機関名・口座番号の分かるもの
- ④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し
- ⑤「マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー(両面)」又は「通知カードのコピー+本人確認書類のコピー(運転免許証やパスポートなど)」
- ⑥控除対象配偶者又は扶養親族がいる方：控除対象配偶者又は扶養親族のマイナンバーカード又は通知カードのコピー

◇年金受給者の方・年末調整が済んでいない方

左記①から⑥までのほかに

- ア. 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢医療保険料などの支払金額が分かる書類
- イ. 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)
- ウ. 生命保険料・地震保険料の控除証明書など

◇医療費控除を受ける方

左記①から⑥までのほかに

- ア. 平成28年1月1日から12月31日までに支払った医療費の領収書(原本)(事前に個人及び支払先ごとに集計し、お持ちください。)
- イ. アの支払った医療費について、社会保険や生命保険などから補てんされた金額の分かる書類(例：出産育児一時金や入院給付金など)

役場では上記対象の方であっても住宅ローン控除のある方、給与収入又は年金収入以外の収入のある方の申告は受け付けできません。越谷税務署又はイオンレイクタウンKaze3階「イオンホール」へお願いします。(※日程については、下記をご確認ください。)

所得税・復興特別所得税の還付申告ができます

■場所・日時

▶越谷税務署

1月4日(水)～2月15日(水)(土・日曜日及び祝日を除く)
午前8時30分～午後5時

▶イオンレイクタウンKaze3階「イオンホール」

2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜日を除く。ただし、2月19日及び26日の日曜日は受け付けします。)

午前9時～午後4時

※2月16日～3月15日は確定申告期間中のため、大変混雑が予想されます。

※確定申告は簡単で便利な国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

※イオンホールでの申告期間は越谷税務署では申告することができませんのでご注意ください。

税理士事務所における無料相談会(相談内容によっては有料となります)

■日時/2月1日(水)～15日(水)(土・日曜日及び祝日を除く)午前10時～正午・午後1時～4時

■場所/最寄りの各税理士事務所

■対象/年金受給者の方、年末調整が済んでいない方、医療費控除を受ける方

※相談会にお越しの際は、関東信越税理士会越谷支部(☎048-962-6131)へ事前に電話連絡をお願いします。事前予約により、土・日曜日及び祝日でも相談できる場合があります。

平成28年分以降の所得税・復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際のご注意

マイナンバー(12桁)の記載
が必要です!

本人確認書類の提示又は写
しの添付が必要です!
(マイナンバーカードの方は不要)

【手続きの際に必要な書類は2パターン】

- パターン① マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみでOK!
パターン② 通知カード+本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証など)

※控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。